

第3章 分野別のまちづくり方針

1 土地利用の方針

◆ 土地利用方針

(1) 住居系土地利用

低層住宅を中心とした住宅地では、現在の良好な住環境を維持します。特に区東部・南東部では少子高齢化が進行しているため、身近な生活利便施設の導入や交通利便性の向上、土地利用に関する制度の見直し等、若い世代の流入が見込める魅力的なまちづくりを進めます。

中高層住宅を中心とした住宅地では、現在の機能を維持しつつ商業施設やコミュニティ施設等の地域のニーズを満たす機能追加を図ります。

人口減少や少子高齢化といった社会情勢等を踏まえ、地域まちづくりルールを活用や商店・店舗の維持等により、住み続けることのできる持続可能なまちづくりを検討します。

空家化の予防や管理不全な空家の増加防止に向け、所有者、行政、地域などの多様な主体が連携して取り組みます。

上郷公田線等の都市計画道路が整備されることから、沿道の土地利用や環境整備について検討します。

(2) 商業系土地利用

本郷台駅周辺、大船駅周辺などの生活拠点や、幹線道路の沿道では、地域の特性を生かした商業・業務機能の集積を図るとともに、中高層住宅や低層住宅などとの共存を図ります。

駅から離れた住宅地の中にある商店街等では、地域の身近な買物の場や地域住民の交流の場として、持続・活性化に向けた取組を進めます。

(3) 工業系土地利用

工業系土地利用がされている地域においては、工業の活性化を促進するための高度化や、工場の操業環境の改善を図るとともに、企業立地を進めます。

大規模土地利用転換に際しては、工場・研究所等の機能も維持しつつ、周辺地域への影響や、インフラ・公共施設等の状況を踏まえ、適切な都市計画制度等の活用により、豊かな都市環境の形成に資する土地利用を誘導します。

住居と工場が混在する地域においては、土地利用に係る総合調整制度やルール等の活用により、工場と住宅が共存できる環境づくりを誘導し、地域に必要な機能の導入に向けた対策を検討します。

(4) 自然系土地利用

区東部に代表されるまとまりのある緑地については、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全施策により積極的な保全を図り、自然とふれあえる場としての活用を進めます。

また、区西部の農業専用地区については、良好な農地として保全し、農業振興を図ります。

◆ 市街地整備

(5) 利便性が高く、にぎわいのある駅周辺の形成

本郷台駅周辺については、平成 27（2015）年 5 月に策定した「本郷台駅周辺地区まちづくり構想」に基づき、自然環境を積極的に生かしながらにぎわいのあるまちづくりを進めます。施設の建替えや更新による新たな機能の導入も視野に入れ、利便性の創出に取り組みます。

大船駅周辺については、周辺の開発動向を踏まえ、「大船駅周辺地区都市づくり基本構想」及び「大船駅周辺地区都市づくり基本計画（案）」に基づき、市街地再開発事業等の実施とそれに伴う都市計画等の制度の活用を図り、魅力ある商業拠点の形成と都市機能の強化による利便性の高いまちづくりを目指します。

さらに大船駅周辺に集積する都市型住宅や、商業・業務施設等によるにぎわい・活力、ターミナル駅周辺地区としての高い利便性を生かし、様々な世代にとって快適な居住性を保つことで、にぎわい・活気のあるまちを維持します。

(6) 市街地の更新に合わせた住環境の向上

大規模なマンション開発などの際には、良好な住環境を維持するため、必要に応じて地区計画等によるルールづくりについて調整します。

また、更新時期を迎えた中高層集合住宅については、現在の水準に合わせた設備への向上やバリアフリー化を図るため、リニューアルや建て替え等の取組に対し、専門家であるマンション・アドバイザーを派遣するなどの支援を行います。

(7) 区民主体のまちのルールづくり

社会情勢の変化や地域のニーズに対応しつつ、美しいまちなみや良好な住環境の維持・創造を目指して、建築協定や地区計画などの、まちのルールづくりを進める地域に対しては、まちづくりコーディネーターを派遣し、区民主導のまちづくり活動への支援を必要に応じて行います。

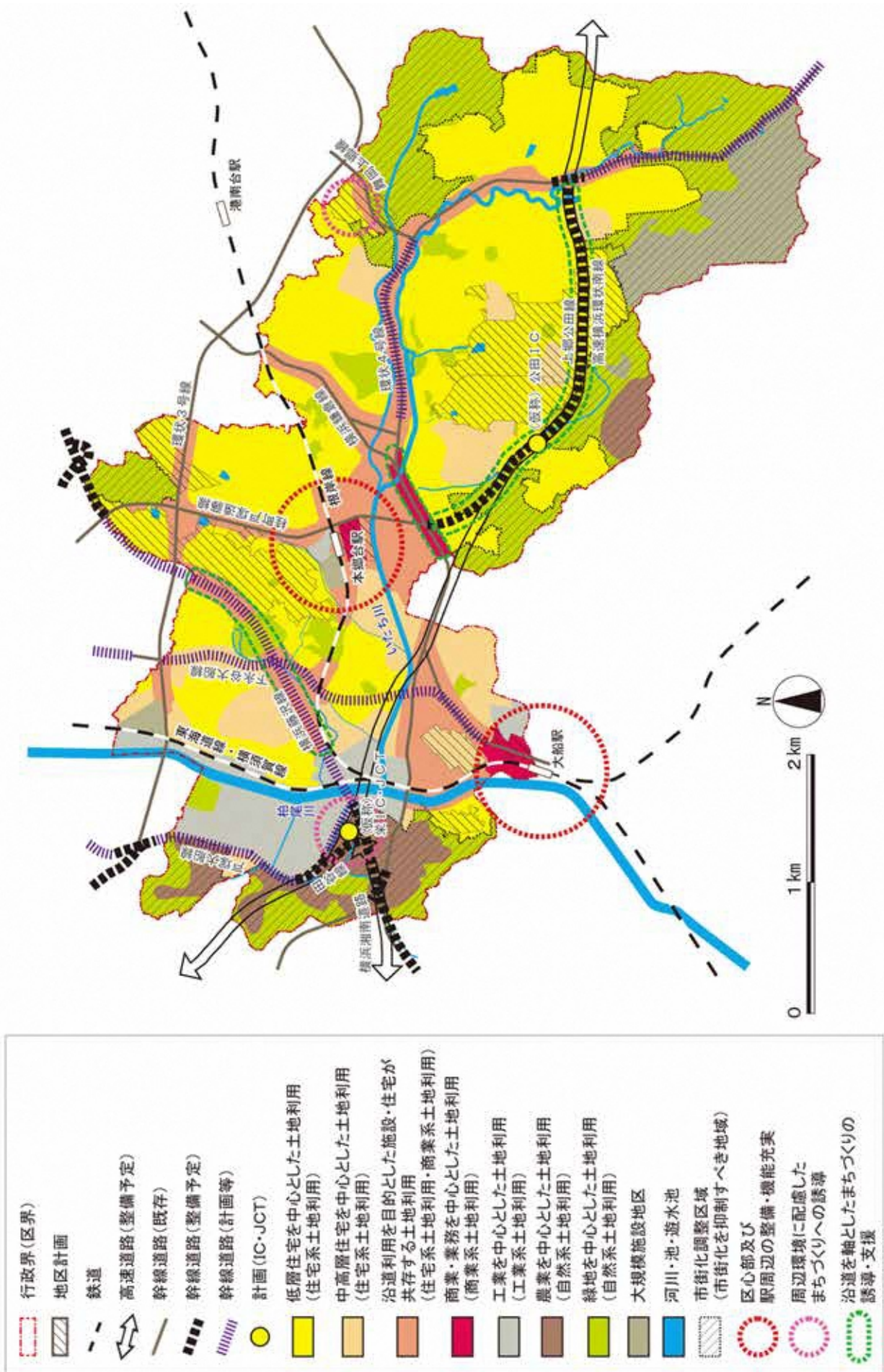
既存のルールについては人口減少、少子高齢化の進展や空家対策の視点などを踏まえた見直しを推進します。

(8) 道路整備事業に伴う土地利用の誘導

高速横浜環状南線（仮称）栄インターチェンジ・ジャンクションが整備される田谷町及び周辺の地域においては、営農環境、自然環境、住環境との調和を図りつつ、地域にとって必要な機能の導入が図られるよう検討します。

また、高速横浜環状南線（仮称）公田インターチェンジが整備される公田町及び周辺の地域では、沿道の良好な住環境を保全しつつ、上郷公田線の開通に伴う土地利用需要の変化など、必要に応じてまちの利便性等の向上に資するバランスのとれた土地利用を検討します。

●土地利用方針図



2 都市交通の方針

(1) 公共交通機関の利便性向上

ア 住宅地内への交通利便性改善

区内は坂道が多いことから、高齢者などの移動を容易にする日常的な交通手段を確保する必要がある地区について、地域の特性や交通ニーズに応じたバス路線や、乗り合いタクシー・小型バス・自動運転技術など生活に密着した交通手段の導入可能性の検討等、交通利便性の向上に向けて交通事業者等と共に取り組めます。

また、公共公益施設を循環する路線や、上郷公田線の整備に合わせた各地区から本郷台駅への路線など、誰もが利用しやすいバス路線の再編を目指した検討を進めます。

イ 自家用車からバス利用への転換の促進

バスの定時性向上や路線の再編等による利用しやすいバス交通体系の構築について事業者働きかけることで、自家用車からバス交通への利用転換を促し公共交通全体の利用促進を図ります。

(2) 安全快適な歩道の整備

主要な地域道路の整備等により、安全で快適な歩道改良等を図ります。人通りが多く交通事故の危険度が高い駅周辺や住宅地について、歩道の整備、交差点の改良等、総合的な対策を行うことにより、安全快適な歩道の創出を目指します。

特に環状4号線は、歩道が狭く交通量の多い部分があるので、優先して取り組めます。

(3) 幹線道路・主要な地域道路及び自動車専用道路の整備による道路ネットワークの形成

ア 幹線道路・主要な地域道路の整備

- 環状4号線（全線：36,550m うち栄区：8,500m）

平成27（2015）年に公田交差点から南河内交差点までの4車線化が完了しました。引き続き、南河内交差点から神奈中車庫前交差点までの4車線化を推進するとともに、笠間交差点の改良を推進します。

また、神奈中車庫前交差点以南についても、今後の道路改良等を検討していきます。

- 環状3号線（全線：28,280m うち栄区：1,740m）

現在、磯子区の国道16号から戸塚区日之出橋交差点までの約9.8kmが開通しています。渋滞緩和を図るため、小山台地区の4車線化を推進します。

- 上郷公田線（全線：3,170m うち栄区：3,170m）

環状4号線神戸橋交差点と桂町交差点を結び、環状4号線の渋滞緩和や区南部から本郷台駅方面への交通利便性を向上するとともに、高速横浜環状南線（仮称）公田インターチェンジへの連絡機能を持つ路線です。高速横浜環状南線と一体的な整備を推進します。

- 横浜藤沢線（全線：7,330m うち栄区：3,150m）

横浜湘南道路、高速横浜環状南線と（仮称）栄インターチェンジ・ジャンクションで接続することで、東名高速道路や横浜横須賀道路等とのアクセス機能が向上します。引き続き、整備を推進します。

- 舞岡上郷線（全線：5,970m うち栄区：720m）

港南区境の環状3号線から環状4号線の神奈中車庫前交差点までのみ、2車線で供用されていますが、区南東部から港南台駅に向かう主要なルートとなっているため、沿道のまちづくりを前提に4車線化を推進します。

- 主要な地域道路

田谷線（戸塚大船線の一部を含む）（全線670m うち栄区670m）について、高速横浜環状南線（仮称）栄インターチェンジ・ジャンクションへのアクセス道路として事業を推進します。

イ 自動車専用道路（高速横浜環状南線・横浜湘南道路）の整備

高速横浜環状南線及び横浜湘南道路は、横浜市郊外部の交通利便性を向上し、市中心部への交通集中を緩和することにより市域のバランスある発展に寄与するとともに、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の一部として広域道路ネットワークを形成する自動車専用道路です。

環状4号線の通過交通の分散や、高速横浜環状南線（仮称）栄インターチェンジ・ジャンクション、（仮称）公田インターチェンジ整備による栄区から各方面へのアクセス向上などの効果が見込まれるため、早期開通に向けて整備を推進します。

なお、整備にあたっては、周辺環境に配慮するよう事業者へ働きかけます。

ウ 渋滞交差点等の改良

地域の円滑な交通確保のためには、交差点におけるスムーズな通行の確保が重要です。

特に環状4号線の笠間交差点においては、複数の道路が一か所に集まる現在の構造が渋滞の大きな要因となっているため、高速横浜環状南線の整備に合わせ交差点改良の実施を推進します。

また、環状4号線と舞岡上郷線の交差点である神奈中車庫前交差点においては、右折車の滞留による渋滞が発生するため、渋滞対策を検討します。

(4) 交通結節点の機能強化

ア 区心部としての本郷台駅周辺の整備

栄区の中心である本郷台駅周辺では、公共サービスの充実や集合住宅の整備等が進んでいることから、駅周辺施設の利用者の増加が予想されます。上郷公田線の整備も踏まえて本郷台駅のバス路線再編成をバス事業者と共に検討します。

イ 交通結節点としての大船駅周辺の整備

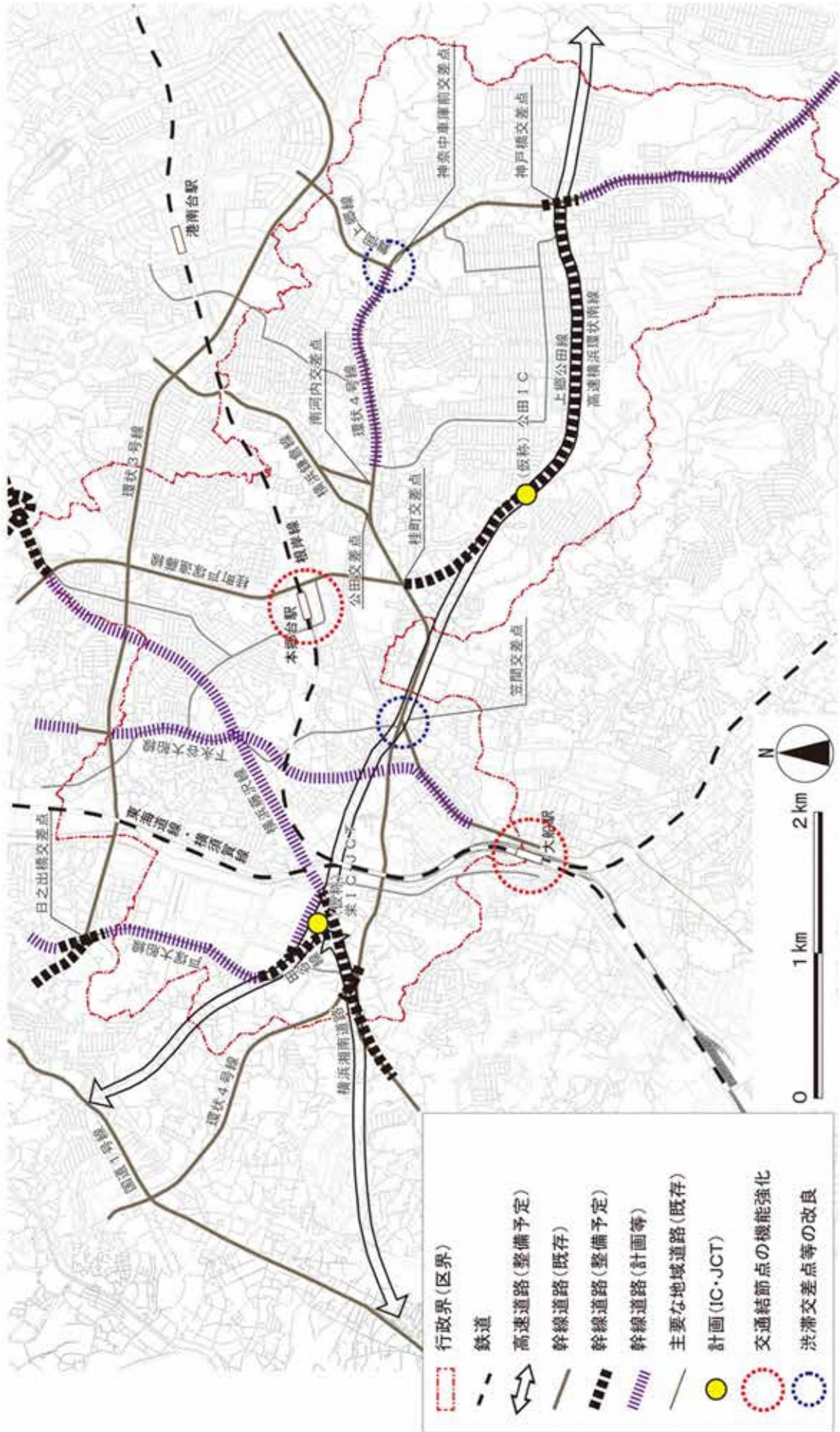
大船駅は鎌倉市境に位置していることから、鎌倉市と連携しながら、道路や交通などのインフラ整備を進めていくことが重要です。

駅の利便性の向上や駅周辺の一体性・回遊性の確保、歩行者の安全確保などを図るため、北側自由通路や立体横断施設の整備などにより、駅機能の強化充実を検討します。

鎌倉市境にまたがる道路や橋りょうについても、適切な改良・維持管理が施されるよう、管理者へ働きかけます。

また、大船駅北第二地区市街地再開発事業等により、土地の高度利用を図りながら、バスターミナルや自転車駐車場の再整備を実施します。

●都市交通の方針図



3 都市環境・魅力の方針

(1) 水と緑の拠点づくり

緑の 10 大拠点である円海山周辺地区・大丸山一帯の緑地やいたち川沿いの水辺広場など、良好な緑地や水辺を水と緑の拠点として位置付け、特別緑地保全地区などの緑地保全制度により生物多様性に配慮した、保全・整備・管理を行います。

□ いたち川源流の森

瀬上市民の森や荒井沢市民の森周辺、横浜自然観察の森など、いたち川の源流域には谷戸が残っており、良好な水辺と動植物も多い樹林地とが一体となって貴重な自然環境を形成していることから、保全と合わせて区民の環境学習や憩いの場としての活用を検討します。

□ まちなかの森

飯島市民の森や上郷市民の森など、市街地のまとまった緑地については、区民の力を活用し、周辺の住環境に配慮しながら生き物のオアシスとしての機能を維持します。

□ 体験の森

本郷ふじやま公園では、区民と行政の協働による管理運営を行い、緑地と古民家「旧小岩井家住宅」と一体で里山の生活文化が体験できる場として活用を進めます。

また、事業中の小菅ヶ谷北公園については、自然体験の場として活用します。

□ ふれあいの水辺

稲荷森や扇橋などの水辺広場については、栄区のシンボルリバーであるいたち川の中心として、水とふれあい、川に親しむ場として活用を進めます。

□ 歴史と文化の森

田谷の洞窟周辺の緑地などについては、歴史的・文化的遺産と一体となって良好な景観を生み出していることから、土地所有者や地域の協力を得ながら、地域資源としての有効活用を検討します。

□ 農と一体となった森

田谷、長尾台や荒井沢市民の森周辺の樹林地については、周辺の農地と密接に関わって里山の景観を構成していることから、農業の振興と合わせた緑地の保全施策を検討します。

(2) 水と緑のネットワークの形成

ア 水と緑の拠点を結び、市街地まで連なる水と緑のネットワークの形成

水と緑の拠点を結び、野鳥や小動物などの移動経路を確保するため、街路樹の植栽や法面の緑化、河川の水辺環境の整備を進め、都市の暑さの緩和や豊かな生物多様性の実現のため水と緑による有機的なネットワークの形成を目指します。

イ 身近な水と緑の創出

公共施設等の緑化を進めるとともに、公開性のある緑空間の創出を支援する仕組みの活用、また緑地協定による地域の自主的なルールづくり等、様々な取組により民有地の緑化を推進し、ネットワークの一部となる市街地における水と緑の創出を図ります。

また、いたち川・柏尾川の水質の確保について、引き続き取り組んでいきます。

ウ 自然に親しめるプロムナード、ハイキングコースの整備

区民の散策やレクリエーションの更なる充実を目指し、既存の公園やかまくら道の活用、水辺のプロムナードの延伸のほか、既存のプロムナードをつなぐ新しいルートやハイキングコースの整備など恵まれた身近な自然環境を生かし、散策路についてネットワーク化を図り、区内全域に広がる利用しやすい散策路網の創出を目指します。

(3) 農地の保全・活用

ア 各種制度による良好な農業地域の振興

農業専用地区を中心に、横浜産農産物を育成・増産し、地産地消を推進するなど、各種農業振興施策により都市農業のさらなる振興を図ります。

イ 区民が農作業を体験できる仕組みづくり

農家との連携を通じて、後継者のいない農地や、耕作されずに放置されている農地等を活用し、様々なニーズに合わせた市民農園の開設を進め、区民の憩いと農体験の場や、児童や生徒の環境学習の場の創出を図ります。

(4) 区民が主体となった緑地と水辺の管理・活用

ア 地域の水と緑を守り育てる人材の育成

地域の水辺や広場、公園、緑地、道路の環境を良好に保つため、公園愛護会、ハマロード・サポーターやいたち川などにおける水辺愛護会活動による清掃活動、区内の緑地で活動する森づくりボランティアの育成、区民主体の活動を支援し、地域の水と緑を守り育てる人材の育成を図ります。

また、地域に親しまれ活用される緑地、公園、プロムナードとするために、計画の段階から区民の積極的な参画を進め、区民主体の管理体制の構築を目指します。

イ 子どもと自然を結ぶプログラムづくり

区内の豊かな自然環境の観察や農家と小中学校、地域の子ども会等の連携による農作業など、子どもたちが観察や体験を通して身近な環境について学び、親しむことのできる場をつくり、将来にわたって区の自然環境を積極的に支える人材の育成を図ります。

また、円海山周辺地区にある横浜つながりの森と一体となった生物多様性を学ぶことができる環境教育施設として「横浜自然観察センター」の活用を推進します。

ウ 区の魅力である地域資源の活用

水や緑、歴史資産等は区民同士で共有できる貴重な地域資源です。横浜自然観察の森や市民の森等については、豊かな自然環境とふれあえる場として活用を進めています。本郷ふじやま公園、旧小岩井家住宅については、生活文化が体験できる場として活用を進めています。

区の魅力である地域資源を広く知ってもらい、維持していくために、このような活動を推進します。また、これらの地域資源の魅力発信等にも取り組んでいきます

エ 地球環境問題への取組の推進

身近な自然環境の保全とともに、地球規模の環境保全の取組を進めるため、循環型社会の実現を目指して廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルの三つのR(3R)の推進によりごみと資源の総量の削減を進めます。

雨水浸透ます、雨水利用、ソーラーシステム、生ごみ処理器など、環境保全に係る様々な取組にかかる情報発信や導入に伴う助成を推進し、持続可能な都市の実現を目指します。

地球温暖化対策では、区民と事業者、行政が協力してエネルギー利用の効率化を図り、二酸化炭素など温室効果ガスの排出の抑制を推進するほか、区民意識の向上を図るため、地域における環境教育・学習を実施します。

また、すでに起こりつつある気候変動の影響に対応し、被害を最小化・回避する適応策(風水害・土砂災害対策、熱中症・感染症対策等)についても推進していきます。

(5) 持続可能なまちづくり

ア 脱炭素社会への取組

エネルギー効率の良い都市施設、建築物、設備への転換が求められていることから、開発や更新などの機会を捉えて、再生可能エネルギーや再生可能エネルギーと親和性のあるコージェネレーションシステム等の導入や「CASBEE横浜」(横浜市建築物環境配慮制度)の普及などにより、効率的なエネルギー利用を推進します。

家庭でのエネルギー消費量の削減や、太陽光発電や太陽熱温水器などの再生可能エネルギー及び家庭用燃料電池などの高効率自立分散型電源の導入を推進します。

過度なマイカー利用の抑制や次世代自動車の利用促進など、環境にやさしい交通行動を啓発します。

地球温暖化対策を推進するため、他都市及び地域などと連携し、環境活動や啓発イベントなどに取り組みます。

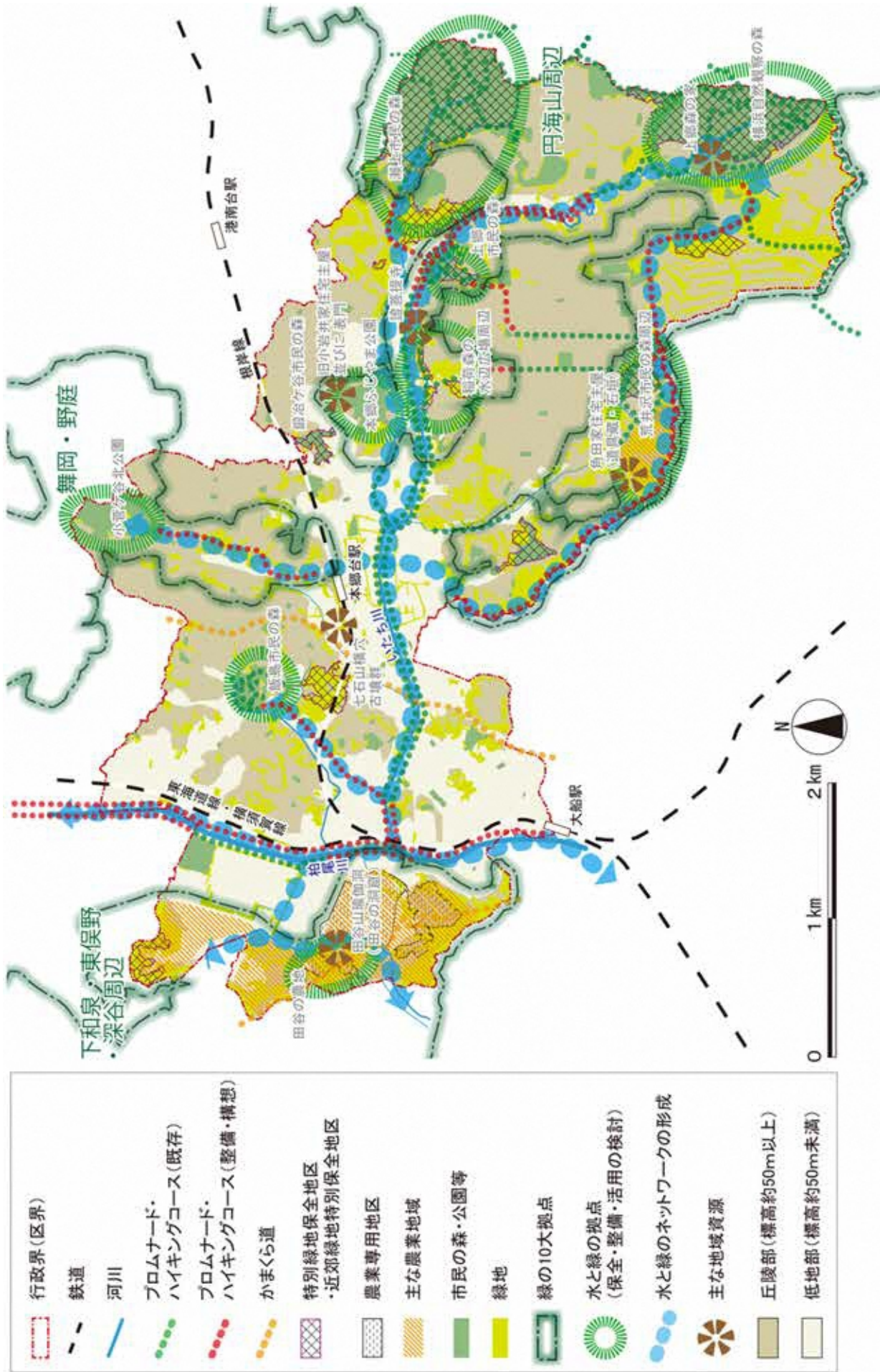
イ 生物多様性の豊かな都市への取組

生物多様性の豊かな都市の実現に向けて、自然生態系の保全、緑化、地球温暖化対策等に加えて、区民や事業者等と協働、連携した取組を推進し、誰もが身近な暮らしの中で自然や生き物に親しむライフスタイルを実践できる社会づくりに取り組んでいきます。

ウ 循環型社会への取組

循環型社会を目指して、廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルの3Rを推進し、区民・事業者と連携して、環境負荷の低減を図ります。

●都市環境・魅力の方針図



4 都市活力・地域コミュニティの方針

(1) 都市活力のあるまちづくり

ア 区民生活の拠点としての本郷台駅周辺の活性化

区民生活の拠点となる本郷台駅周辺については、区心部としての求心力を高めるため、住環境・自然環境が共存した良好な環境を保ちつつ、生活の利便性を高める施設や機能の充実を図ります。

本郷台駅周辺には、様々な公共公益施設、福祉保健施設が集積しています。この地域を栄区全体の地域コミュニティ拠点・福祉拠点として、区民活動や交流・福祉の場としての機能の充実を図り、区民の多様な活動を支えるまちづくりを推進します。

また、いたち川や駅前広場、駅前公園、商店街等、区民活動を支える豊かな公共空間を活用し、にぎわいの形成を図ります。

イ 商業・産業・業務機能の維持・促進

大船駅周辺・本郷台駅周辺では集客性のある多様な商業施設の集積を図ります。幹線道路の沿道などで商業施設が立地している地区は、生活利便施設の集積を図ります。

柏尾川沿いを中心として、市内の産業を支える生産・研究開発機能が集積しています。今後も、産業集積を生かし、操業環境の保全と産業の活性化を図ります。

ウ 地域内での就労機会の創出

身近な地域での就労機会の創出を図ることで、区内の恵まれた住環境におけるライフスタイルの選択の幅を広げます。

(2) 誰もが利用しやすい地域コミュニティ拠点・福祉拠点づくり

ア 地域コミュニティ施設・福祉施設の機能充実とアクセス向上

区民のニーズを踏まえ、地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザなどの様々な地域コミュニティ施設・福祉施設において、地域活動の拠点としての機能の充実を図ります。

また、バス路線の再編や、身近な交通手段の実現を交通事業者等と共に検討することで、各施設へのアクセスの向上を図ります。

イ 既存施設等の有効活用による身近な地域コミュニティ拠点の拡充

学校施設や自治会町内会館等の身近な既存施設、空家などを有効活用して、子どもから高齢者まで多世代が交流できる居場所づくりを進めるなど、区民が気軽に立ち寄れる地域コミュニティ拠点としての機能拡充を図ります。

(3) 区民が交流し、互いに支えあう地域コミュニティの形成

ア 地域活動に参加しやすい仕組みづくり

自治会・町内会活動、地域活動情報発信の充実を図り、区民が地域活動を知る機会を増やすとともに、活動の発表、体験、交流の場を設けるなど、地域活動に参加しやすい仕組みづくりを検討します。

イ 地域で支えあう子育て支援環境づくり

少子高齢化が進むなかで、若い世代の居住を促進するため、保育施設を整備拡充するとともに、放課後児童の居場所や一時託児の施設整備支援策として、市有地・既存施設の有効活用を検討し、子育てしやすい環境の整備を図ります。

ウ 地域コミュニティの連携による安全・安心・快適なまちづくり

スクールゾーンなどでの交通法規の遵守、交通モラルの向上、道路上の放置物の撤去など、地域における安全なまちづくり活動に対して、必要な支援を行うとともに、区民との協働で公園や住宅地の管理を防犯上の観点に立ちながら管理を進めます。

また、快適で暮らしやすいまちづくりを実現するために、地域におけるまちの美化やポイ捨て・不法投棄防止の取組などに対しても、積極的な支援を行います。

(4) 区民、事業者、行政の連携による暮らしやすいまちづくり

ア バリアフリー化の推進

鉄道駅周辺などの主要な生活拠点を中心にバリアフリー化を進め、公共施設や店舗など、地域においてもバリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすいまちの環境づくりに取り組めます。

本郷台駅周辺については、平成 23（2011）年 8 月に策定した「本郷台駅周辺地区バリアフリー基本構想」に基づき、バリアフリー化を推進しています。

また、公園に休憩のためのベンチを設けるなど、高齢者や子育て世代が利用しやすい空間となるよう、公園や道路などについて、地域に出かけやすい環境づくりを進めます。

イ 地域コミュニティと商店街の連携によるまちづくり

商店街は、区民にとって身近な生活サービスの場であることから、地域コミュニティと商店街の連携による暮らしやすいまちづくりを検討します。

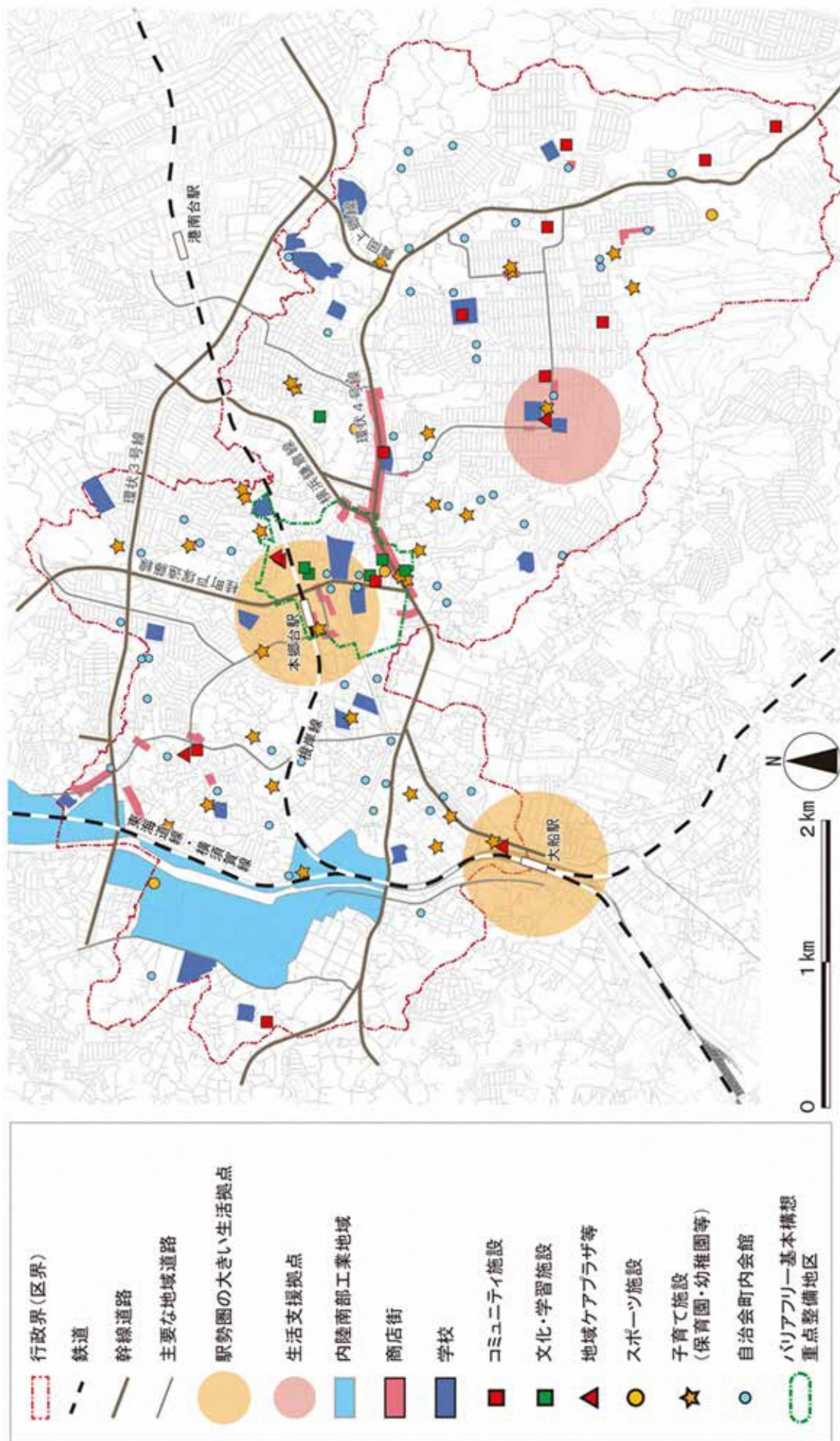
高齢者が気軽に利用できる宅配サービス、移動サービスや、空き店舗の活用、地域情報発信の場づくりなど、地域のニーズに即して区民と商店街や個々の店舗が共同で行う取組に対して、各種商業振興施策を活用して支援を行います。

ウ 栄区地域福祉保健計画の策定・推進

栄区地域福祉保健計画は、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指して、区民、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として策定・推進するものです。

地域の課題は、福祉保健に関するもの以外にも、「防災」や「まちづくり」、「環境」など様々な分野にまたがります。そのため、分野を超えて連携しながら課題解決に取り組むことが大切であり、本区プランとも連携して取組を進めていきます。

●都市活力・地域コミュニティの方針図



5 都市防災の方針

(1) 地震・火災に強いまちづくり

ア 地震

上下水道、電話、ガス、電気などのライフラインの耐震性の向上を図ります。木造の民間住宅などについては、耐震診断士の派遣・耐震改修工事の補助、ブロック塀等改善補助など災害に強いまちづくりのための支援・啓発を行います。

本郷台駅周辺においては行政機関や医療・福祉機関などの機能が集積しているため、災害発生時の対策拠点としての機能強化（防災備蓄庫の整備等）を図ります。

イ 住宅密集市街地の防災性の向上

道路が狭く、木造住宅が密集した市街地においては、住宅の建替え時のセットバックによる狭あい道路の拡幅、ブロック塀の生垣化・改善補助、住宅の耐震対策など、区民の取組に対する支援を通じて防災上必要な市街地の整備・改善を進めます。

また、隣接する鎌倉市と連携して災害に強いまちづくりを進めます。

(2) 水害・土砂災害に強いまちづくり

ア 水害

河川の改修、雨水幹線や排水施設などの整備を進めるとともに、雨水調整池などによる貯留、雨水浸透ますの設置などによる総合的な浸水対策を進めます。

特に、飯島雨水調整池や神奈川県が行う柏尾川遊水地の整備と併せて、いたち川・柏尾川流域での総合的な浸水対策を継続して進め、水害に強いまちづくりを進めます。

また、災害時に備え、ハザードマップを通じて区内の浸水想定区域を周知していきます。

イ 土砂災害

豪雨などによって、崖崩れが発生した際に周辺へ影響を及ぼす恐れのある土砂災害警戒区域等では、急傾斜地崩壊対策事業や崖地の防災対策などを促し、災害への対策を推進します。

そのほか、崖崩れによる人家等への影響が予想される箇所についても、所有者に対し助成金制度などを案内し、崖地の改善を促します。

(3) 区民主体の防災対策の推進

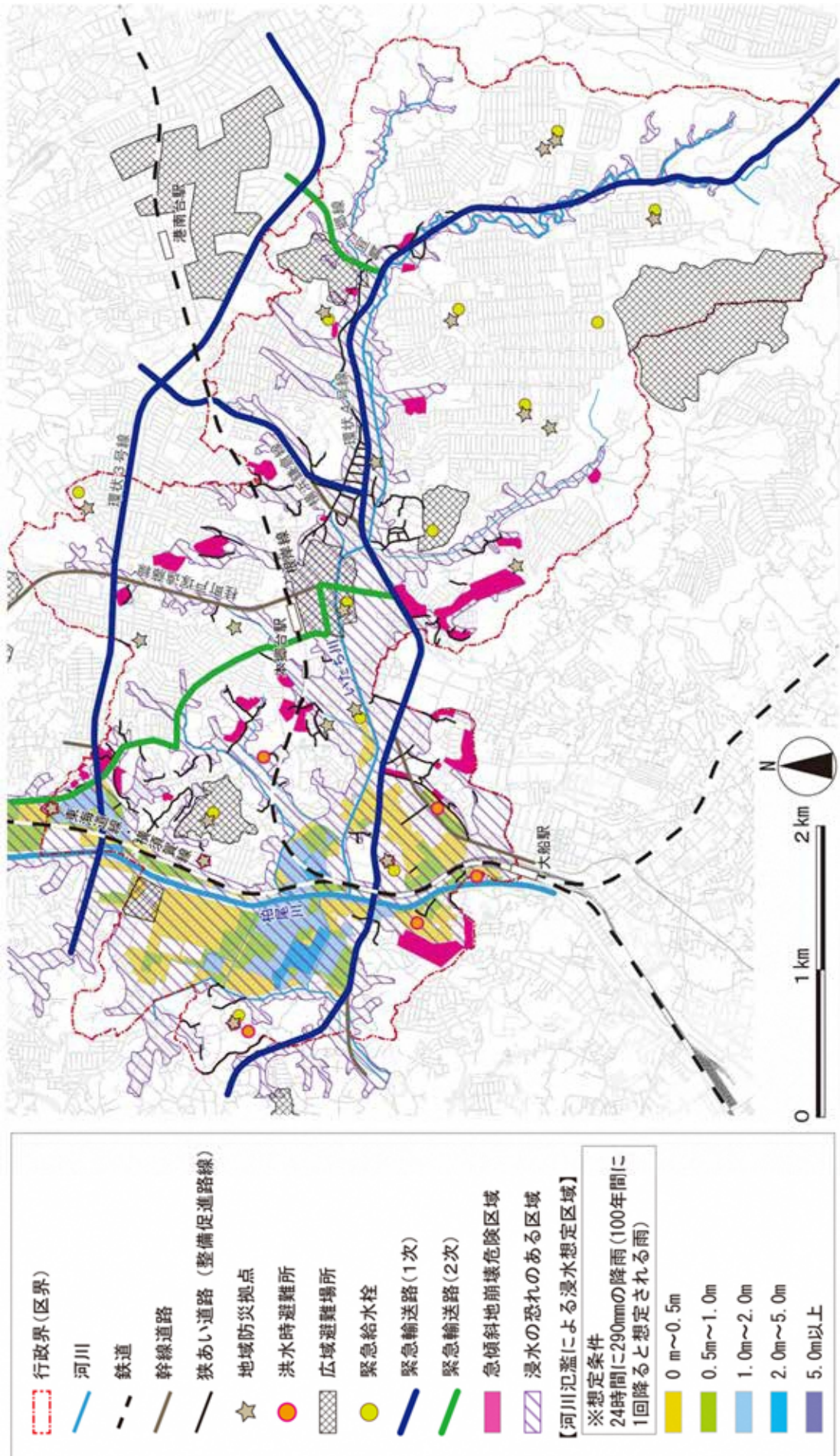
地域で助け合い、安心して住めるまちにしていくために、地域防災拠点を中心とした訓練やまちの防災組織の活動を通じて、地域主体の災害対策の強化を行います。

また、木造住宅が密集した市街地における耐震・耐火対策や、狭あい道路拡幅などは、区民一人ひとりが防災意識を持って積極的に進めていく必要があるため、広報等により防災に関する区民の意識を高めるとともに、各種制度の普及・啓発を図ります。

(4) 帰宅困難者対策

災害発生時における帰宅困難者の混乱を回避するため、鉄道事業者や民間施設と連携し、対策強化を図るとともに、駅周辺の公共施設や民間施設とも連携し、滞留者の安全の確保や災害関連情報を提供するため、連絡体制の強化などを進めます。

●都市防災の方針図



※土砂災害警戒区域は 25p 参照